

医政総発 1224 第 3 号
薬食総発 1224 第 1 号
薬食安発 1224 第 2 号
平成 26 年 12 月 24 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
(公印省略)

厚生労働省医薬食品局総務課長
(公印省略)

厚生労働省医薬食品局安全対策課長
(公印省略)

子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策の徹底について
(医療機関及び薬局への注意喚起及び周知徹底依頼)

医薬品等の誤飲防止対策については、平成 25 年 1 月 4 日付け医政総発 0104 第 1 号・
薬食総発 0104 第 2 号・薬食安発 0104 第 1 号厚生労働省医政局総務課長・医薬食品局総
務課長・安全対策課長連名通知「医薬品等の誤飲防止対策の徹底について（医療機関及
び薬局への注意喚起及び周知徹底依頼）」により、医療機関及び薬局への周知徹底をお
願いしているところです。

今般、消費者安全調査委員会より「消費者安全法第 31 条第 3 項に基づく経過報告「子
どもによる医薬品誤飲事故」」（平成 26 年 12 月 19 日付け消費者安全調査委員会報告書。
以下「報告書」という。）が別添 1 のとおりとりまとめられ、消費者安全調査委員会委
員長から厚生労働大臣に対し別添 2 のとおり意見が提出されたところです。

報告書では、事故等原因調査の結果、子どもによる大人用医薬品の誤飲が多く発生し、
入院に至るような重い中毒症状を呈すると考えられる向精神薬等の誤飲の発生も認めら
れています。また、保護者へのアンケート調査から、保護者に誤飲事故について十分に
認知されていないことや、誤飲事故が発生した際の対処方法を知らない保護者が多いこ

とが報告されています。

つきましては、子どもによる医薬品誤飲事故を防ぐため、下記について貴管下の医療機関及び薬局への周知方よろしくお願ひします。

記

子どもが誤飲して、重い中毒症状を呈するリスクが高く特に注意を要する医薬品（向精神薬、気管支拡張剤、血圧降下剤及び血糖降下剤）を中心に、医薬品の処方又は調剤に当たっては、報告書の「子どもの行動特性からみる医薬品誤飲事故」を参考に、家庭における保管について、情報の掲示等により保護者等に注意喚起すること。

また、薬袋等に子どもによる誤飲に関する注意点を記載する等の対策を講じること。

さらに、医薬品の処方又は調剤に当たっては、誤飲事故が発生した場合の対処方法として、報告書の「(参考)子どもによる医薬品を誤飲した際の相談機関及び相談に必要な情報例」(64頁)について情報の掲示等により保護者等に情報提供すること。

なお、情報の掲示物の例としては別紙のとおりであり参考にされたい。

(参考)

本通知を含め、医薬品・医療機器の安全性に関する特に重要な情報が発出された時に、その情報をメールによって配信する「医薬品医療機器情報配信サービス」(PMDAメディナビ)が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において運営されております。以下のURLから登録できますので、御活用ください。

医薬品医療機器情報配信サービス

<http://www.info.pmda.go.jp/info/idx-push.html>

また、公益財団法人日本医療機能評価機構が、医療事故情報収集等事業において収集された情報に基づき、医療事故の発生予防、再発防止を促進するために特に周知すべき情報を医療安全情報として下記ホームページに掲載していますので、御活用ください。

日本医療機能評価機構医療安全情報ホームページ

<http://www.med-safe.jp/contents/info/index.html>

(別紙) 情報の掲示物の例

保護者の皆様へ

★ 子どもによる医薬品の誤飲事故に注意！ ★

子どもによる大人用の医薬品の誤飲が多く発生しています。子どもの行動の特徴をふまえ、特に、子どもが誤飲すると入院等の重い中毒症状を呈するリスクが高い医薬品(向精神薬、気管支拡張剤、血圧降下剤及び血糖降下剤)の家庭における保管については十分注意しましょう。

！ 家庭での医薬品の保管のポイント ！

- 子どもの手の届かない、見えない所に保管しましょう。
- 保管する場合には、鍵のかかる場所に置く、取り出しにくい容器に入れるなど、複数の対策を講じましょう。

子どもが医薬品を誤飲した際の相談機関(例)

中毒110番・電話サービス(通話料は相談者負担)

【連絡先】 大阪中毒110番(365日24時間対応) 電話:072-727-2499

つくば中毒110番(365日9~21時対応)電話:029-852-9999

出典:消費者安全法第31条第3項に基づく経過報告「子どもによる医薬品誤飲事故」
(平成26年12月19日 消費者安全調査委員会)

★詳しくは消費者庁ホームページをご覧ください。

(http://www.caa.go.jp/safety/pdf/141219kouhyou_2.pdf)

別添1については下記 URL を参照してください。

記

報告書全文

http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/7_houkoku_honbun.pdf

報告書概要

http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/7_houkoku_gaiyou.pdf

公表

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/141219kouhyou_2.pdf

消安委第105号
平成26年12月19日

消費者庁長官 殿
厚生労働大臣 殿

消費者安全調査委員会委員長

消費者安全法第33条の規定に基づく意見

消費者安全調査委員会は、子どもによる医薬品誤飲事故に関して行った消費者安全法（平成21年法律第50号）第31条第3項の規定に基づく経過報告の結果を踏まえ、消費者安全確保の見地から、下記のとおり意見を提出する。

なお、この意見を受けて講じた措置について、その内容を報告いただくようよろしくお取り計らい願いたい。

記

消費者安全調査委員会は、医薬品包装容器等の製品面の課題を中心に、子どもによる誤飲事故の防止に向けた調査を引き続き行うが、現時点までに行った調査の結果に基づき、消費者へのリスク等の周知に関する点について、以下のとおり意見を述べる。

1 厚生労働大臣への意見

厚生労働省は、子どもによる医薬品の誤飲防止のため、次の（1）、（2）及び（3）の取組を行うよう地方公共団体及び関係団体に求めるべきである。

（1）子どもによる医薬品の誤飲事故の発生自体を認識していない保護者も少なくないことから、医薬品の誤飲のリスクについて、子どもの年齢や発達段階によって変化する行動特性や、子どもによる大人用医薬品の誤飲が多く発生し、入院に至るような重い中毒症状を呈すると考えられる向精神薬等の誤

飲も発生していること等も踏まえ、できるだけ具体的なポイントを示しつつ、保護者に対して広く周知し、家庭での適切な管理を促すこと。

(2) 子どもが誤飲して、重い中毒症状を呈するリスクが高い医薬品を中心に、医薬品を処方及び調剤する際に、子どもによる誤飲について保護者に伝わる注意喚起を行うこと。

(3) 子どもによる医薬品の誤飲に対する対処方法を知らない保護者が多いという実態に鑑み、保護者に対して、子どもによる医薬品の誤飲事故が発生した場合に的確な対処方法の相談や指示ができる機関に関する情報提供の徹底を図ること。

2 消費者庁長官への意見

消費者庁は、子どもによる医薬品の誤飲防止のため、保護者等に対して、上記(1)及び(3)を内容とする注意喚起を行うべきである。